

# 青森県報

第百六十四号

令和二年  
六月一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 救急病院及び救急診療所の設置……………(医療薬務課) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………(保健衛生課) ……三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……四
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(財産管理課) ……七

○除雪トラックの交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……七

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……九

## 告 示

青森県告示第四百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変 更 年 月 日
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
社会福祉法人青森福祉振興団	特定非営利活動法人アシスト	三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一	三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一	居宅介護事業の種類	認知症対応型共同生活介護	令和二年六月一日
三林一市の十二	三林一市の十二	三林一市の十二	三林一市の十二	居宅介護事業所	みちのくセンター	二〇二〇年六月一日

青森県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年六月一日

青森県知事 三村 申 吾

変更後		変更前		区分	
社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団		特定非常 人活動法 トアシス		名称	介護予防事業者
三林一の一 の二		三戸郡南部 町大字下 久井字青 柳		主たる 事務所 所在地	
通所リハ ビリテー ション		認知症対 応型共同 生活介護		種類	介護予防 事業の種
みちのく デイケア センター		グループ ホームセ せらぎ荘		名称	介護予防事業所
三林一の一 の二		三戸郡南部 町大字平 虚空蔵二 九		所在地	
二・四・一		令和 元・〇・一		年月日	変更

青森県告示第四百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示す

る。

令和二年六月一日

青森県知事 三村 申 吾

変更後		変更前		区分	
社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団		特定非常 人活動法 トアシス		名称	居宅介護事業者
三林一の一 の二		三戸郡南部 町大字下 久井字青 柳		主たる 事務所 所在地	
通所リハ ビリテー ション		認知症対 応型共同 生活介護		種類	居宅介護 事業の種
みちのく デイケア センター		グループ ホームセ せらぎ荘		名称	居宅介護事業所
三林一の一 の二		三戸郡南部 町大字平 虚空蔵二 九		所在地	
二・四・一		令和 元・〇・一		年月日	変更

青森県告示第四百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示す

令和二年六月一日

青森県知事 三村 申 吾

変更後		変更前		区分	
社会福祉法人青森振興団	社会福祉法人青森	特定非営利活動法人アシスト	特定非営利活動法人アシスト	名称	介護予防事業者
三林一市二	むつ市十二	久井字青柳	三戸郡南部町大字下名	主たる事務所の所在地	
通所リハビリテーション	介護予防施設	生活型共同介護	認知症対応型共同介護	事業の種類	介護予防
みちのくデイケアセンター	グループホームせらぎ荘	グループホームせらぎ荘	グループホームせらぎ荘	名称	介護予防事業所
三林一市二	むつ市十二	三戸郡南部町大字平字虚空蔵二九	三戸郡南部町大字青柳	所在地	
二・四・一			令和 二〇・一	変更年月日	

青森県告示第四百四十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和二年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称		所在地		認定の有効期限		救急診療所の別	
国民健康保険南部町医療センター	三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の一	令和五年五月三十一日	救急病院	救急診療所の別			
はちのへハートセンタークリニック	八戸市田向二丁目一の二	令和五年五月三十一日	救急診療所				

青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野一八〇	令和五年六月二日	救急病院
十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	令和五年六月十二日	〃

青森県告示第四百五十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医師がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和二年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医師の区分	氏名	名称	所在地	担当診療科名	指定辞退年月日
難病指定	中村 邦彦	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	呼吸器科	令和 二・三・三

青森県告示第四百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和二年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	令和 二・六・一



七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・六二	一〇〇・五四	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	八四・一七	四二・〇六	一〇・七〇	二七二・四九	一五六・七二	一五三・九九	八九六・七二	四一六・一二	五六九・八五	一四一・二八	八七二・七五

つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃
一二八・八九	二・八四	三・八四	一・六〇	四・七〇	二四・九二	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七三・五〇	八一・一五

青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市
〃	〃	千害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・二〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四

公 告

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八八・八七	一五九・一四	八・六二	九・三二	二・二七	一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	三六・三八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
県庁舎等清掃業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部財産管理課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年三月二十四日
- 五 落札者の名称及び住所  
東洋建物管理株式会社  
青森市橋本一丁目七の三
- 六 落札金額  
五千三百七十九万円
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和二年二月七日

除雪トラックの交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とする。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。  
除雪トラック（十トン級、六×六、ワンウェイプラウ） 一台
- 2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 納入期限  
令和三年十一月十二日
- 三 納入場所  
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格  
1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。  
2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明

した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年六月二十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和二年七月十三日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Snow Removal Truck

(Operating Weight: 10 Tons-Class,

6 x 6 Drive, With One Way Snow Plow)

(exchange purchase)  
2 Time limit for tender:  
13 July, 2020  
(Please refer to a bid manual in time.)  
3 Contact Point for the notice:  
Accounts Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9098

## 公 営 企 業

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
遺伝子解析装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年四月二十二日

- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社南部医理科弘前営業所  
弘前市大字田園一丁目九の六
- 六 落札金額  
九千八百九十四万五千円
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
したものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和二年三月十一日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円